資料２

公共交通機関等における
ベビーカー利用に関する協議会
とりまとめ
（案）

平成２６年３月

目次

参考資料

はじめに

近年、公共交通機関や公共施設等のバリアフリー化の進展に伴い、子ども連れでの外出にあたり、ベビーカーを利用しやすい環境となってきている。

他方で、ベビーカー使用者と周囲の方との間で、ベビーカー利用に対するトラブルや意識の差も見られるところである。

今後さらにベビーカー利用の安全性・快適性を向上させるためには、バリアフリー化の進展に加えて、ベビーカーの安全な使用を呼びかけるとともに、ベビーカーの利用に対する周囲の方の理解や協力が不可欠である。

このため、ベビーカーを利用しやすい環境づくりに向けて、ベビーカー利用に関する必要な事項の協議を進めるために、平成 25 年６月に、学識経験者、子育て等関連団体、交通事業者、商業施設団体、行政機関等の実務者で構成される協議会を設置し、平成 26 年３月まで検討を進めてきた。

本取りまとめは、上記検討結果をとりまとめたものである。

Ⅰ．ベビーカー利用の現状と課題

１．ベビーカー利用の現状

（１）子育て環境・乳幼児連れ移動にかかる情勢の変化

子育て環境の整備にあたり、政府では「子ども・子育てビジョン」（平成 22 年 1 月 29 日閣議決定）において、家族や親が子育てを担うのではなく社会全体で子育てを支える「子どもと子育てを応援する社会」への転換を求めている。

国土交通省においては、バリアフリー法に基づく公共交通機関や建築物のバリアフリー化に取り組んでおり、子育て世帯も含めた様々な方にとって快適に社会生活を送ることができる環境の整備を進めている。

同法に関連して作成している各種ガイドラインなどでは、子育てに関する記述も盛り込んでおり、平成 24 年７月に改訂した「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」では、授乳やおむつ替えのためのスペースに係る記述等を充実させ、乳幼児連れの利用者に配慮した建築物整備を促進している。また、平成 25 年６月に改訂した「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン」では、ベビーカーでの利用にも配慮した旅客施設へのエレベーター設置や車両内のスペース確保が望ましいこと等を明確化している。

このような取り組みの結果、駅のエレベーター設置、多機能トイレの設置などバリアフリー化の進展により、乳幼児連れの外出及び移動の負担は少しずつ軽減してきている。とはいえ、子ども連れの保護者は、外出時におむつ等の子どもの荷物を持つ必要があり、ベビーカーを含めるとおよそ 20kg の荷物を抱えて移動している計算になるとの調査結果もあり、依然として移動にあたって苦労している現実もある。

（２）公共交通機関等におけるベビーカー利用の状況

ベビーカー使用者数を把握している交通事業者等はほとんどなく、利用実態を正確に把握することは現状では難しい。

しかし、鉄道の大都市ターミナル駅におけるベビーカー使用者の全乗降客に対する割合はおよそ 1～2%前後（車椅子使用者のおよそ 20～30 倍）と推測され、無視できない数となっており、ベビーカーでの鉄道駅の利用環境はエレベーター設置等により改善しているものの、１台のエレベーターに複数の利用者が集中すると長い待ち行列ができるほか、高齢者や車椅子使用者等との競合が生じていること、また、ホームからの転落、ベビーカーの脚部の車両扉への挟み込み、緊急停止したエスカレーターからの転落等、鉄道におけるベビーカー利用の事故も発生しているといった調査結果もある。

２．ベビーカー利用に係る関係者の取り組み状況

（１）公共交通機関等における取り組み

公共交通機関等におけるベビーカー利用について、交通事業者をはじめとした関係者に対して実施したアンケート調査の結果などから、以下のような取り組みを行

っていることが分かる。いずれも統一的な取り扱いではなく、事業者独自のルールとなっている。（※参考資料Ｉ－１参照）

①鉄道における取り組み
＜ベビーカー利用に関するルール等＞
　ベビーカー利用について、営業規則等へのルールの記載もなく案内も行っていない事業者が４割弱を占めている。一方、ホームページやパンフレット、車内放送等においてルールの呼びかけを行っている事業者も約３割ある。
＜ベビーカーの利用方法＞
　デッキのない通勤型の鉄道車両については、基本的に折りたたまずに乗車できるようになっている。ただし、車内での置き場所について特に定めはなく、ベビーカー使用者に任されているが、車椅子スペースを兼用することをマークにより明示している事業者もある。

車椅子スペースとの兼用をマークにより明示している事例

　また、ベビーカーでのエスカレーター利用について、全ての駅でエレベーターを設置済みのため特に対応していない事業者と、禁止しているものの利用者が多く黙認せざるを得ないとしている事業者に二分される。利用を禁止し、掲示等で周知・徹底を行っている事業者はわずかである。
　車両に比べ、駅のエレベーターでは、ベビーカーを優先的に取り扱うことを明示している事業者も多い。

駅エレベーターでのベビーカーの優先的使用をマークにより明示している事例

ステッカー　　ステッカー掲出例（イメージ）

＜ベビーカーマークの状況＞

現行のＪＩＳ化されたベビーカー使用禁止のマークを基にしているもの、事業者が独自に作成したものなどがあり、デザインも、ベビーカー単独のもの、ベビーカーに乳幼児が乗ったもの、乳幼児が乗ったベビーカーと保護者を組合せたものなど統一されていない。

②バスにおける取り組み

＜ベビーカー利用に関するルール等＞

ベビーカー利用について、乗務員のマニュアルにおいてルールを定めている事業者や、ホームページやパンフレット、車内放送等においてルールの呼びかけを行っている事業者が最も多くそれぞれ４割弱となっているが、何の対応も行っていない事業者も約２割ある。

定められている内容としては、乗降位置（前乗り、中乗りなど）や乗車時のベビーカー固定方法などである。

＜ベビーカーの利用方法＞

通常時は、折りたたまず乗車できる事業者、折りたたんでのみ乗車できる事業者がほぼ同割合であるが、混雑時には折りたたむことを求める事業者が半数にのぼる。

車内での置き場所について、車椅子スペースとの兼用や固定ベルト設置位置を指定している事業者もあるが、特に定めていない事業者が約４割と最も多い。

また、固定ベルトの用意がなく、固定方法も定めていない事業者が多いが、固定する場合には、固定ベルトを常設し、「進行方向後ろ向き」、「ベルト１本での固定」としている事業者が多い。

バスへの乗車方法に関する周知事例

＜ベビーカーマークの状況＞

事業者が独自に作成したマークがあり、デザインは乳幼児が乗ったベビーカーと

保護者を組合せているものが多いが、統一されていない。

③旅客船における取り組み
＜ベビーカー利用に関するルール等＞
　ベビーカー利用について、規定等へのルールの記載もなく案内も行っていない事業者が４割を超えているが、マナーのお願いについて館内放送等による呼びかけを行っている事業者も４割弱ある。
＜ベビーカーの利用方法＞
　通常時・混雑時ともに、折りたたまずに乗船することができる事業者が大半であるが、混雑時には折りたたむことを求める事業者が約４割ある。乗船後の置き場所は特に定めていない事業者が多い。

④空港ターミナルにおける取り組み
＜ベビーカー利用に関するルール等＞
　ベビーカー利用について、規定等へのルールの記載もなく案内も行っていない事業者が７割を超えている。
＜ベビーカーの利用方法＞
　エスカレーターの利用については、エレベーターの設置台数が多いこともあり、特に対応していない事業者が多い。

⑤商業施設における取り組み
＜ベビーカー利用に関するルール等＞
　ベビーカー利用について、全ての施設管理者が職員のマニュアルやホームページなどにおいてルールを記載し、そのルールやマナーのお願いの呼びかけを館内放送や掲示などにより行っている。
＜ベビーカーの利用方法＞
　エスカレーターの利用については禁止し、掲示等で周知・徹底に努めている。
　また、エレベーターが複数ある場合は、一部に車椅子マークと併せてベビーカーマークを表示し、ベビーカー使用者も優先している施設も複数見られる。

エレベーターの優先的取り扱いをしている事例

（２）子育て団体等における取り組み

①子育て応援とうきょう会議の取り組み

子育て応援とうきょう会議では、鉄道での安全なベビーカー利用に関するキャンペーンを展開し、ポスターの掲示、パンフレットの配布、周知イベントの開催などにより、ベビーカーでの安全な乗り降りについて周囲の方の理解と協力、ベビーカーを利用される方の安全なベビーカー利用をお願いしている。

②その他の取り組み

子連れでの外出や外出時の子どもの安全について学ぶことで、少しでも安心して子育てができるようになることを目的に、冊子“あんぜんであんしんできる子育てのために”が作成されている。冊子は「子育ち・子育てバリアフリー教室」のテキストとして活用されている。

３．ベビーカー利用に関する意識等

公共交通機関等でのベビーカー使用者が増えるなか、事故やトラブルなど様々な問題も生じている。これは、公共交通機関等におけるベビーカー利用について、異なる立場の利用者相互の行動や考え方に、様々な意見があることも原因と考えられる。

（１）事故・トラブル等の実態

公共交通機関等でベビーカーが絡む事故やトラブルとして把握されているものは、駅のホームからの転落、車内での転倒やドアへの挟み込みなどベビーカー単独のものが最も多い。これは、保護者がベビーカーから目を離していたり、ストッパーをかけて止めていないことなどが要因となっている。

また、ベビーカーに子どもを乗せたままの状態で職員が階段等で上り下りの介助を行っている際の転落などもある。

このほか、通行の妨げ、接触、折りたたみ、車椅子使用者との間での優先スペースの使用など、周囲の方とのトラブルも多い。

（２）関係者の意識

公共交通機関等でのベビーカー利用について、それぞれの立場から様々な意見や考え方が出ている。（※参考資料Ｉ－２参照）

①ベビーカー使用者の意見

多くのベビーカー使用者は、周囲に気を遣って公共交通機関等を利用しているものの、周囲の方から厳しい目で見られていると感じている。

ベビーカー使用者が受けた具体的な指摘として、「ベビーカーは大きくて邪魔」、「通路を塞いで危険」など、ベビーカーが場所を取ることに関するものが多い。

一方、場所を取らないようにするための手段の一つである「ベビーカーを折りたたむこと」に対しては、多くの荷物を抱えた状況では難しいなどとして反対する意見が多い。

また、車両のドアに挟まれる、ホームと車両の隙間にベビーカーの車輪が転落するなど、危険な状況を経験している利用者もいる。

公共交通機関等に対し、人的な援助や配慮の呼びかけ、さらなるバリアフリー化（エレベーターの増設など）、ベビーカー利用を可能とする優先マークの掲示等の対応を求める意見もある。また、商業施設などでは、貸出しベビーカーの充実を求める意見もある。

②周囲の方の意見

ベビーカーを利用していない周囲の方は、公共交通機関等でベビーカーを利用すること自体には寛容である一方、ベビーカー使用者に対しマナーの向上等を求める声がある。

特に、ベビーカーが通路やドア付近で通行の妨げになることや、混雑時にはベビーカーを折りたたむよう求めることなど、ベビーカーが場所を取ることに関する意見が多い。

また、ベビーカーで混雑した電車に乗ることや、エスカレーターを利用することの危険性を指摘するものもある。

交通事業者に対し、ベビーカー使用者向けの優先車両や専用車両を設定するなどベビーカー使用者とその他の利用者が混在しない工夫を求める意見もある。

（３）海外の利用環境

海外では、事業者が任意にベビーカーマークを定めていると思われる例が多数あり、デザインはベビーカー単独のものが多い。このマークは鉄道やバス車両などに車椅子マークとあわせて掲示されていることが多く、ベビーカー使用者の円滑な利用環境が進んでいる国が多いと言われている。

海外におけるベビーカーマークの掲示事例

鉄道

バス

また、我が国（東京）の公共交通機関におけるベビーカー利用について、諸外国と比べて以下のような傾向が見られるという調査結果もある。

・混雑時に公共交通機関にベビーカーを折りたたまずに乗車することを不快・迷惑と感じる人の割合が多い。
・ベビーカーで移動する際に公共交通機関を利用する頻度が高いが、その際、車内でベビーカーを折りたたむ割合も比較的高い。
・ベビーカー利用時に周囲の方による手助けが少ない。

４．公共交通機関等におけるベビーカー利用の論点

ベビーカー利用に係る実態や、ベビーカー使用者及び周囲の方の意見等から、鉄道駅のエレベーターの利用や車両等の乗車など、公共交通機関や公共施設等の利用において、様々な課題が存在していることが明らかとなった。

このベビーカー利用に係る様々な課題を整理すると、「安全性に関わること」「相互理解・配慮に関わること」に大きく二分することができる。協議会では、この課題ごとに取り組むべき対応の基本的考え方について整理した。内容は、安全対策の普及・啓発等早急に対応すべきものから、ハード面の整備や新たな開発が望まれるものに至るまで、幅広く整理した。

（１）ベビーカー利用における「安全性」について

①論点

例えば、ベビーカー使用者がエスカレーターを利用する際に転倒する、車両等へ乗車する際にホームと車両の隙間にベビーカーの車輪が挟まるなど、公共交通機関等をベビーカーで利用する際に危険が生じる場合がある。

これは、ベビーカーの製品安全上の使用方法に加え、公共交通機関等を利用する際にベビーカー使用者が遵守すべき使用方法が明確に示されていないことが主な要因と考えられる。

このため、ベビーカー利用における安全性を確保するための様々な取り組みが求められる。

②対応の考え方

短期的な対応として、エレベーター等の設備や車両等の構造、一般的なベビーカーの形状等を踏まえ、公共交通機関等を安全に利用するためにベビーカー使用者が守るべきことをまとめ、周知していく必要がある。

また、ベビーカー使用者や周囲の方の安全性の観点から、ベビーカーに子どもを乗せたまま利用することが危険なエスカレーター等においてはそのままの状態では使用しないことなど、特定の設備・場所等においては、守るべきことを視覚的に示す「マーク」を掲示することも必要と考えられる。

中長期的な対応として、公共交通機関等、様々な施設における利用を念頭に、より安全な構造のベビーカーの開発がなされることも望まれる。

（２）ベビーカー利用に対する「理解・配慮」について

①論点

公共交通機関等におけるベビーカー利用について、ベビーカー使用者及び周囲の方が、双方の態度（マナー）について不満を持っている一方で、快適に利用するためにはお互いに思いやりの気持ちを持つべきといった、双方の配慮が求められている。

特にエレベーターや車両等ではスペースが限られているため、利用が集中するときや、高齢者、障害者等と利用機会が重複するときには、よりお互いの配慮が必要

になっている。
　バリアフリー化の進展に伴い、子ども連れでの外出機会も増えており、その際にベビーカーを利用することも多くなっているが、公共交通機関等は、様々な利用者がいることを踏まえ、双方の理解を深めお互いに少しずつ譲りながら利用することが求められる。

②対応の考え方
　短期的な対応として、ベビーカー使用者及び周囲の方の双方の「理解」の不足を解消するため、公共交通機関等においてベビーカーを利用することについて普及・啓発を図ることが有効である。普及・啓発の手段としては、鉄道駅等の多数の利用者の目に触れる場所へのポスター等の掲示、ベビーカー販売時の周知、子育て関係メディアを通じた広報などが考えられる。
　また、様々な利用者による譲り合いを促すため、ベビーカー使用者が安心して利用可能なスペース等を明確にし、その周知を図ることが考えられる。その際、ベビーカー使用者の移動には一定の制約があることや、比較的広いスペースを必要とすることを踏まえ、エレベーターや車両等に設けられた車椅子スペース等、既存のバリアフリー設備を活用することが考えられる。その際、視覚的に明示するための「マーク」を掲示することも必要と考えられる。
　中長期的な対応として、様々な利用者にとって、より利用しやすい公共交通機関等となるために、一層のバリアフリー化の推進も求められる。

5．本協議会での検討事項
　4．の整理を踏まえ、ベビーカー使用者を含めた様々な利用者が快適かつ安全に公共交通機関等を利用できるような環境を整備するため、本協議会では「安全性」及び「理解・配慮」について普及啓発を図る『ベビーカー利用にあたってのお願い事項』について検討することとした。
　また、この「お願い」に盛り込んだ事項を視覚的に明示するものとして『ベビーカー利用に配慮する統一的なマーク』についてもあわせて検討を行うこととした。

Ⅱ.「ベビーカー利用にあたってのお願い」と関係者の取り組み

１.「お願い」作成の必要性

Ⅰ章で整理したとおり、公共交通機関等におけるベビーカー利用に関しては、様々な事故やトラブルなどが報告されており、これらが生じる背景は、大きく分けて「安全性」及び「理解・配慮」の問題に整理できる。

実際、交通事業者・施設管理者や子育て団体等は、ベビーカーの利用方法について周知や普及啓発活動を実施しているが、それぞれが独自のルールを設けていることもあり、内容もまちまちである。

不特定多数の方が利用する公共交通機関等において利用方法が事業者ごとに異なる現状は、利用者の混乱を招く原因となっており、また、利用者への周知も徹底できないことから、望ましい状況ではない。

ベビーカー利用については、施設の種類、地域や時間帯などにより利用実態・課題に差異があることを踏まえつつ、関係者がベビーカー利用の円滑化にあたって取り組むべき事項には共通点を見いだすことができるため、これらを整理し、広く利用者に発信していくこととする。

２.「お願い」作成の基本的考え方

公共交通機関や公共施設等におけるベビーカー利用にあたっては、「社会全体で子育てを支える」という考えのもと、「子どもの安全を守り」、「子育てしやすい環境をつくる」ことを重視した取り組みを進めるべきである。このことは、国土交通省などにも国民から多くの意見が寄せられているところである。

この、「子どもの安全を守り」、「子育てしやすい環境をつくる」ためには、関係者がそれぞれの立場で自主的に役割を果たすことが重要である。

そこで、本協議会においては、ベビーカー使用者を含む様々な利用者が自主的に取り組むことができるよう、ルールを一方的に押しつけることをせず、緩やかなものとし、これを「お願い」としてとりまとめることとした。

具体的には以下の２種類の「お願い」を作成し、広く利用者に呼びかけることとした。

①ベビーカーの安全な使用

ベビーカー使用者に対し、子どもの安全を守るためにベビーカーの使い方などで心がけてもらいたいことをお願いする内容である。

②ベビーカー利用への理解・配慮

ベビーカー使用者及び周囲の方に対し、公共交通機関等を快適に利用できるよう、子どもの安全を守ることにも留意して、お互いに配慮や理解をしてもらいたいことをお願いする内容である。

３．「お願い」作成にあたっての整理事項

（１）ベビーカーの折りたたみ

公共交通機関等におけるベビーカー利用にあたり、ベビーカーを折りたたむか否かということについては、賛否両論の意見がある。

ベビーカー使用者は、子どもの荷物などを持っており、子どもを抱っこしてベビーカーを折りたたむことは現実的に困難な場合が多く、また抱っこした状態で立ったまま公共交通機関に乗車する場合、体勢が不安定となり転倒などの危険があるため、子どもの安全性の観点からも問題がある。

一方で、混雑した車内に折りたたまずに乗車することについては、スペースを少し広めに利用することに対する周囲の方の抵抗感や、周囲で立っている方がベビーカーに倒れ込む危険性も指摘されている。また、山間部や積雪地帯などを走行するバスは、実証試験の条件と比べて走行環境が厳しく、車内での固定による安全性の検証が十分とはいえない。

本協議会で、これら双方の意見について検討した結果、折りたたむことを一律に求めるのは子どもの安全面で困難であり、むしろそのことを周囲の方に訴えかけることが重要であること、また、仮に混雑時に折りたたむことを求めるとしてもその基準を設けることは難しいことから、ベビーカー使用者には周囲の方への接触などに気をつけるよう求めていくこととした。（※５．参照）

このため、車内への持ち込み可能なサイズを超える場合、バス車両の構造上折りたたまずに持ち込むことが困難な場合、走行環境が厳しい区間を走行するバスの場合などを除き、公共交通機関においてベビーカーを折りたたまずに使用できるよう取り扱うことを基本とした。

（２）国民からの意見募集

「お願い」の作成にあたり、幅広く国民の意見を募集するため、国土交通省ＨＰで意見募集を行った。（※参考資料Ⅳ－１参照）

各世代から計 46 件の意見が寄せられた。ベビーカー利用に対する否定的な意見も一部見られたが、ベビーカー使用者を優先する社会雰囲気をつくることやベビーカーが利用可能であることを政府としても普及啓発することなど、作成に賛同する立場での意見が大半を占めており、より良い内容とするための具体的な修正意見も多く寄せられた。

４．「ベビーカーの安全な使用」に関するお願い

ベビーカーの使用方法については、これまでも製品の取扱説明書にも記載されているところであるが、今回、公共交通機関等を利用する際に遵守すべき使用方法という観点から整理するものである。

（１）お願いする内容

お願いする内容は、事故などを引き起こす危険性があるため、ベビーカー使用者に守ってもらいたいことをまとめたものであり、以下の項目を盛り込んだ。

①シートベルトの着用

子どもをベビーカーに乗せて移動する際、シートベルトを着用していなかったために、子どもが急に動いてベビーカーから滑り落ちるといった事故も発生しているところである。

シートベルトを着用することはベビーカー使用時の基本でもあり、子どもの転落防止の観点からも肩と腰のシートベルトの着用を求めるものである。

②移動時の段差や隙間に注意

通路のちょっとした段差につまずいたり、ホームと車両の隙間にベビーカーの車輪が落ちたりすることがあり、転倒や小さな子どもに大きな衝撃が加わることは危険である。

このため、足もとに注意して移動することを求めるものである。

③階段・エスカレーターの利用

ベビーカーに子どもを乗せたまま階段やエスカレーターを上り下りすると、エスカレーターの緊急停止などによりバランスを崩して転落しそうになったり、周囲の方を巻き込んだりすることがある。

このため、できるだけエレベーターを利用することや、エスカレーター等を利用する場合にはベビーカーに子どもを乗せたままではなく、同伴者や周囲の方の協力を得て、保護者が子どもを抱っこし、同伴者等に折りたたんだベビーカーや荷物を持ってもらうことを求めるものである。

④駆け込み乗車

ベビーカー使用者に限らず、駆け込み乗車はドアに挟まれたり転倒したりして、大変危険である。

このため、発車間際には無理に駆け込まず次の電車を待つことを求めるものである。

⑤止めている間の固定

駅のホームは排水のために勾配がつけられており、ベビーカーの車輪のストッパーをかけずに止めておくと、動いたり線路に転落したりすることがある。また、通過列車の風圧などで動いたり倒れたりすることもある。

このため、ベビーカーを線路と平行にするなど止める向きに注意し、必ず車輪のストッパーをかけ、手を添えて目を離さないようにすることなどを求めるものである。

また、バス乗車時には急制動がかかることも多いため、車内では上記に加えて固定ベルトにより座席にしっかり固定することを求めるものである。

（２）広報用資料

いずれもベビーカー使用者を対象とした呼びかけであることから、例えばチラシとして作成し、ベビーカー販売時や駅、公共施設などでの配布を想定している。

利用場面によって、お願いする内容に多少の違いがあるため、駅等の公共交通機関のターミナル、公共施設や商業施設などでの利用を想定した「共通版」に加え、「鉄道用」「バス用」の３種類を用意した。

♥ベビーカーは大切な命を乗せています♥

ベビーカーの安全な使用のために

ベビーカーに子どもを乗せる際には シートベルトを着用しましょう。

思わぬ動きでベビーカーから子どもが転落することがあります。

段差や隙間に注意して 操作しましょう。

段差につまずいたり隙間や溝に車輪が挟まったりすることがあります。

エスカレーターや階段は ベビーカーから子どもを降ろして 利用しましょう。

急停止などによりバランスを崩し転落することがあります。エレベーターを利用するか、周囲の方に協力をお願いしましょう。

止めている間は、ストッパーをかけ、念のため手も添えて いるようにしましょう。

傾斜で動き出すことがあります。転倒や移動など、何か起こった際に気づかずに対応が遅れることがありますので、ベビーカーから目を離さないようにしましょう。

「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会」は子育てしやすい環境づくりを目指しています。

<協議会構成員>　(NPO法人)せたがや子育てネット、(NPO法人)びーのびーの、子育て応援とうきょう会議、主婦連合会、ベビーカー安全協議会、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、(一社)日本民営鉄道協会、(一社)日本地下鉄協会、(公社)日本バス協会、(一社)日本旅客船協会、(一社)全国空港ビル協会、(社)日本ホテル協会、(一社)日本ショッピングセンター協会、日本百貨店協会、(一社)日本ビルヂング協会連合会、(公財)交通エコロジー・モビリティ財団、経済産業省、国土交通省

♥ベビーカーは大切な命を乗せています♥

ベビーカーの安全な使用のために

鉄道利用時には

ベビーカーに子どもを乗せる際にはシートベルトを着用しましょう。

思わぬ動きでベビーカーから子どもが転落することがあります。

段差や隙間に注意して操作しましょう。

段差につまずいたり隙間や溝に車輪が挟まったりすることがあります。
（ベビーカーは、折りたたまずに乗車することができます。）

エスカレーターや階段はベビーカーから子どもを降ろして利用しましょう。

急停止などによりバランスを崩し転落することがあります。
エレベーターを利用するか、周囲の方に協力をお願いしましょう。

ホームや車内等で止めている間は、向きに注意し、ストッパーをかけ、しっかり手も添えているようにしましょう。

傾斜や走行中の反動で動き出すことがあります。
転倒や移動など、何か起こった際に気づかずに対応が遅れることがありますので、ベビーカーから目を離さないようにしましょう。

駆け込み乗車はやめましょう。

ドアに挟まれたり転倒したりすることがあります。

「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会」は子育てしやすい環境づくりを目指しています。

<協議会構成員>　（NPO法人）せたがや子育てネット、（NPO法人）びーのびーの、子育て応援とうきょう会議、主婦連合会、ベビーカー安全協議会、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、（一社）日本民営鉄道協会、（一社）日本地下鉄協会、（公社）日本バス協会、（一社）日本旅客船協会、（一社）全国空港ビル協会、（社）日本ホテル協会、（一社）日本ショッピングセンター協会、日本百貨店協会、（一社）日本ビルヂング協会連合会、（公財）交通エコロジー・モビリティ財団、経済産業省、国土交通省

♥ベビーカーは大切な命を乗せています♥

ベビーカーの安全な使用のために

バス利用時には

ベビーカーに子どもを乗せる際にはシートベルトを着用しましょう。

思わぬ動きでベビーカーから子どもが転落することがあります。

段差に注意して操作しましょう。

乗降時に段差につまずいたり転倒したりすることがあります。

バス停や車内等で止めている間は、ストッパーをかけ、しっかり手も添えているようにしましょう。

車内では固定ベルトを使い進行方向後ろ向きに固定するようにしましょう。

傾斜や走行中の反動で動き出すことがあります。

（ベビーカーは、折りたたまずに乗車することができます。ただし、走行環境によっては、折りたたみ、着席でのご乗車をお願いする場合があります。）

「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会」は子育てしやすい環境づくりを目指しています。

<協議会構成員>　（NPO法人）せたがや子育てネット、（NPO法人）びーのびーの、子育て応援とうきょう会議、主婦連合会、ベビーカー安全協議会、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、（一社）日本民営鉄道協会、（一社）日本地下鉄協会、（公社）日本バス協会、（一社）日本旅客船協会、（一社）全国空港ビル協会、（社）日本ホテル協会、（一社）日本ショッピングセンター協会、日本百貨店協会、（一社）日本ビルヂング協会連合会、（公財）交通エコロジー・モビリティ財団、経済産業省、国土交通省

５．「ベビーカー利用への理解・配慮」に関するお願い

公共交通機関等でのベビーカー利用については、ベビーカー使用者と周囲の方が双方のマナーについて問題視している現状があるため、お互いに心がけるべきことを整理するものである。

（１）お願いする内容

お願いする内容は、ベビーカー使用者や周囲の方の相互理解が得られるように、理解・配慮してもらいたいことをまとめたものであり、以下の項目を盛り込んだ。

①ベビーカー使用者に対する周囲の方の気遣い・見守り

子ども連れは、子どもの世話のために多くの荷物を抱えているなど移動に苦労する場面が多々あるが、周囲の方からのサポートなどがあれば、かなりその大変さは軽減されることとなる。

このため、ベビーカー使用者が公共交通機関等を利用する際、折りたたまないことでスペースを少し広めに利用したり、乗り降りに時間がかかったりする場合でも、周囲の方は温かい気持ちで接してもらいたいことをお願いするものである。

また、ベビーカー使用者がエレベーターを利用しやすくするために、できるだけエスカレーターを利用しエレベーター利用を譲ってもらいたいことや、エレベーターがなくベビーカー使用者が階段やエスカレーターで上り下りする際にはお手伝いを申し出てみることなどをお願いするものである。

②ベビーカー使用者の配慮・心がけ

ベビーカー使用者が周囲にも配慮した操作を行うことで、周囲の方も、ベビーカー利用について比較的寛容に受け止めてくれる。

このため、ベビーカー使用者は、移動の際に、周囲の方の移動を妨げないような操作を行ってもらいたいことや、階段・エスカレーターを利用する場合には、ベビーカーや荷物を持ってもらうよう手助けを求めてみることなどをお願いするものである。

（２）広報用資料

国民や公共交通機関等の利用者に幅広く呼びかける必要があることから、例えばポスターとして作成し、駅などの施設での掲示を想定している。

利用場面によって、お願いする内容に多少の違いがあるため、４．と同様に、「共通版」「鉄道用」「バス用」の３種類を用意した。また、掲示スペースを考慮して、それぞれタテ版とヨコ版を用意した。

— ベビーカーは大切な命を乗せています —

ちょっと気づかう、そっと見守る

ベビーカー使用者や周囲の方は、「子どもの安全」「子育てしやすい環境づくり」のため、お互いに配慮や理解をお願いします。

混雑時などには、利用者どうし快適に利用できるよう、お互い声をかけ合いましょう!

周囲の方は

ベビーカー使用者には、温かい気持ちを持って接し、見守りましょう。

エレベーターがない場所での上り下りなど、手助けを申し出てみましょう。

◎エスカレーター等が利用可能な方は、エレベーターの使用を譲ってくださるようお願いします。
◎スペースを少し広めに利用することがあります。

ベビーカーをご使用の方へ

◎周囲の方との接触や通行の妨げなど、ベビーカーの操作には気をつけましょう。
◎困っているときは遠慮せず手助けをお願いしてみましょう。

「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会」は子育てしやすい環境づくりを目指しています。

<協議会構成員> (NPO法人)せたがや子育てネット、(NPO法人)びーのびーの、子育て応援とうきょう会議、主婦連合会、ベビーカー安全協議会、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、(一社)日本民営鉄道協会、(一社)日本地下鉄協会、(公社)日本バス協会、(一社)日本旅客船協会、(一社)全国空港ビル協会、(社)日本ホテル協会、(一社)日本ショッピングセンター協会、日本百貨店協会、(一社)日本ビルヂング協会連合会、(公財)交通エコロジー・モビリティ財団、経済産業省、国土交通省

— ベビーカーは大切な命を乗せています —

ちょっと気づかう、そっと見守る

ベビーカー使用者や周囲の方は、「子どもの安全」「子育てしやすい環境づくり」のため、お互いに配慮や理解をお願いします。

混雑時の乗降の際や乗車中などには、利用者どうし快適に利用できるよう、お互い声をかけ合いましょう!

周囲の方は

ベビーカー使用者には、温かい気持ちを持って接し、見守りましょう。

エレベーターがない場所での上り下りなど、手助けを申し出てみましょう。

◎ベビーカーは、折りたたまずに乗車することができます。
◎エスカレーター等が利用可能な方は、エレベーターの使用を譲ってくださるようお願いします。
◎乗降に少々時間がかかったり、スペースを少し広めに利用することがあります。

♥ ♥

ベビーカーをご使用の方へ

◎周囲の方との接触や通行の妨げなど、ベビーカーの操作には気をつけましょう。
◎困っているときは遠慮せず手助けをお願いしてみましょう。

「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会」は子育てしやすい環境づくりを目指しています。

<協議会構成員>　(NPO法人)せたがや子育てネット、(NPO法人)びーのびーの、子育て応援とうきょう会議、主婦連合会、ベビーカー安全協議会、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、(一社)日本民営鉄道協会、(一社)日本地下鉄協会、(公社)日本バス協会、(一社)日本旅客船協会、(一社)全国空港ビル協会、(社)日本ホテル協会、(一社)日本ショッピングセンター協会、日本百貨店協会、(一社)日本ビルヂング協会連合会、(公財)交通エコロジー・モビリティ財団、経済産業省、国土交通省

― ベビーカーは大切な命を乗せています ―

ちょっと気づかう、そっと見守る

ベビーカー使用者や周囲の方は、「子どもの安全」「子育てしやすい環境づくり」のため、お互いに配慮や理解をお願いします。

混雑時の乗降の際や乗車中などには、利用者どうし快適に利用できるよう、お互い声をかけ合いましょう!

周囲の方は

ベビーカー使用者には、温かい気持ちを持って接し、見守りましょう。

バスの乗降時など、手助けを申し出てみましょう。

◎ベビーカーは、折りたたまずに乗車することができます。(※)
◎座席にベビーカーを固定するため、協力をお願いします。
◎乗降に少々時間がかかったり、スペースを少し広めに利用することがあります。
※走行環境によっては、折りたたみ、着席でのご乗車をお願いする場合があります。

ベビーカーをご使用の方へ

◎周囲の方との接触や通行の妨げなど、ベビーカーの操作には気をつけましょう。
◎困っているときは遠慮せず手助けをお願いしてみましょう。

「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会」は子育てしやすい環境づくりを目指しています。

<協議会構成員> (NPO法人)せたがや子育てネット、(NPO法人)びーのびーの、子育て応援とうきょう会議、主婦連合会、ベビーカー安全協議会、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、(一社)日本民営鉄道協会、(一社)日本地下鉄協会、(公社)日本バス協会、(一社)日本旅客船協会、(一社)全国空港ビル協会、(社)日本ホテル協会、(一社)日本ショッピングセンター協会、日本百貨店協会、(一社)日本ビルヂング協会連合会、(公財)交通エコロジー・モビリティ財団、経済産業省、国土交通省

— ベビーカーは大切な命を乗せています —

ちょっと気づかう、そっと見守る

ベビーカー使用者や周囲の方は、「子どもの安全」「子育てしやすい環境づくり」のため、お互いに配慮や理解をお願いします。

混雑時などには、利用者どうし快適に利用できるよう、お互い声をかけ合いましょう!

周囲の方は

ベビーカー使用者には、温かい気持ちを持って接し、見守りましょう。

エレベーターがない場所での上り下りなど、手助けを申し出てみましょう。

○エスカレーター等が利用可能な方は、エレベーターの使用を譲ってくださるようお願いします。
○スペースを少し広めに利用することがあります。

ベビーカーをご使用の方へ

○周囲の方との接触や通行の妨げなど、ベビーカーの操作には気をつけましょう。
○困っているときは遠慮せず手助けをお願いしてみましょう。

「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会」は
子育てしやすい環境づくりを目指しています。

<協議会構成員> （NPO法人）せたがや子育てネット、（NPO法人）びーのびーの、子育て応援とうきょう会議、主婦連合会、ベビーカー安全協議会、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、（一社）日本民営鉄道協会、（一社）日本地下鉄協会、（公社）日本バス協会、（一社）日本旅客船協会、（一社）全国空港ビル協会、（社）日本ホテル協会、（一社）日本ショッピングセンター協会、日本百貨店協会、（一社）日本ビルヂング協会連合会、（公財）交通エコロジー・モビリティ財団、経済産業省、国土交通省

― ベビーカーは大切な命を乗せています ―

ちょっと気づかう、そっと見守る

ベビーカー使用者や周囲の方は、「子どもの安全」「子育てしやすい環境づくり」のため、お互いに配慮や理解をお願いします。

混雑時の乗降の際や乗車中などには、利用者どうし快適に利用できるよう、お互い声をかけ合いましょう!

周囲の方は

ベビーカー使用者には、温かい気持ちを持って接し、見守りましょう。

エレベーターがない場所での上り下りなど、手助けを申し出てみましょう。

○ベビーカーは、折りたたまずに乗車することができます。
○エスカレーター等が利用可能な方は、エレベーターの使用を譲ってくださるようお願いします。
○乗降に少々時間がかかったり、スペースを少し広めに利用することがあります。

ベビーカーをご使用の方へ

○周囲の方との接触や通行の妨げなど、ベビーカーの操作には気をつけましょう。
○困っているときは遠慮せず手助けをお願いしてみましょう。

「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会」は
子育てしやすい環境づくりを目指しています。

― ベビーカーは大切な命を乗せています ―

ちょっと気づかう、そっと見守る

ベビーカー使用者や周囲の方は、「子どもの安全」「子育てしやすい環境づくり」のため、お互いに配慮や理解をお願いします。

混雑時の乗降の際や乗車中などには、利用者どうし快適に利用できるよう、お互い声をかけ合いましょう!

周囲の方は

ベビーカー使用者には、温かい気持ちを持って接し、見守りましょう。

バスの乗降時など、手助けを申し出てみましょう。

◎ベビーカーは、折りたたまずに乗車することができます。(※)

◎座席にベビーカーを固定するため、協力をお願いします。

◎乗降に少々時間がかかったり、スペースを少し広めに利用することがあります。

※走行環境によっては、折りたたみ、着席でのご乗車をお願いする場合があります。

ベビーカーをご使用の方へ

◎周囲の方との接触や通行の妨げなど、ベビーカーの操作には気をつけましょう。

◎困っているときは遠慮せず手助けをお願いしてみましょう。

「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会」は
子育てしやすい環境づくりを目指しています。

６．関係者の取り組み

上記２種類の「お願い」は、ベビーカー使用者や周囲の方向けに作成し呼びかける内容である。ただし、例えば、ベビーカー使用者に対して子どもを乗せたままでのエスカレーターや階段の利用を控えることや、周囲の方に対してエレベーター利用をベビーカー使用者に譲ってもらうことなどを呼びかけるにあたっては、交通事業者・施設管理者、ベビーカーメーカーなどの関係者も様々な利用者にとって移動しやすい環境を整備していくことが必要である。

このため、協議会では交通事業者・施設管理者、ベビーカーメーカーなどの関係者が取り組んでいく事項を以下のとおりまとめた。

なお、検討にあたって、エレベーターや車椅子スペースなどのバリアフリー設備の利用に関する当事者でもある障害者団体の意見も聴取したところ、同じ移動に制約のある立場としてどちらが優先ということではなく、お互いが譲り合って利用すること、また移動しやすい環境整備のためにハード・ソフト両面からの対策を講じてほしいことなどの意見が出された。（※参考資料Ⅱ－１参照）

（１）エレベーターの利用環境整備

ベビーカーに子どもを乗せたままエスカレーターを上り下りすると、緊急停止時や子どもが急にぐずったりした際などにバランスを崩して転落する危険性があり、実際このような事故も発生しているところである。

このため、ベビーカーの安全な使用の観点から、これまでの各関係者の取り扱いと同様に、できるだけエレベーターを利用するよう呼びかけることとし、エスカレーターを利用する場合にはベビーカーに子どもを乗せたままではなく同伴者や周囲の方の協力を得て、保護者が子どもを抱っこし、同伴者等に折りたたんだベビーカーや荷物を持ってもらうことを呼びかけることとした。これは、階段を上り下りする場合も同様の考え方である。（※４．参照）

しかしながら、この結果、ベビーカーに子どもを乗せたまま利用可能な垂直移動設備がエレベーターに限られてしまい、ベビーカー使用者の利便性が低いものとなる。

この点について、デパート等の商業施設の中には、複数台設置されているエレベーターの一部で車椅子使用者等に加えてベビーカー使用者も優先的に取り扱う運用をし、その旨案内を行っているところもある。

そこで、ベビーカー使用者がエレベーターを利用しやすい環境を整備する観点から、関係者は以下のような取り組みを行うよう努める。

○駅等の公共交通機関のターミナル、公共施設、デパート等の商業施設など不特定多数の方が利用する施設においては、ベビーカー使用者がエレベーターをより利用しやすくなるよう、ベビーカーマーク等を掲出する。

○周囲の方に対して、できるだけエスカレーターの利用をしてもらい、優しい心づかいによりエレベーターの利用を譲ってもらうよう呼びかけを行う。

〇また、バリアフリー整備ガイドライン[1]などでは、旅客数の多い駅等の旅客施設や一定の建築物には垂直方向の移動のためにエレベーターを原則として設置することとなっているが、同ガイドラインに記載があるように、今後とも利用状況等を踏まえ、エレベーターのサイズを大きくして一度に乗れる人数を増やすことや、複数箇所に設置して利用を分散させることなど、待ち時間を減らし利用しやすくなるような方向で取り組んでいく。

（２）車椅子スペースの活用

公共交通機関等では、限られた空間を様々な方が利用するため、ベビーカー使用者が通路を塞ぐことやスペースを少し広めに利用することについて苦情等が寄せられている。

ベビーカー使用者が公共交通機関等を利用しやすい環境をつくるため、ベビーカー使用者が安心して利用できるスペースを明示することとし、この際、欧米諸国でも多く採用されていること等を参考に、既に設置されている車椅子スペースを活用するよう努めることとした。（もちろん、この場合も、ベビーカー使用者が車椅子スペースを専用的に利用することや、他のスペースを利用できないようにすることは意図していない。）

そこで、ベビーカー使用者が車椅子スペースをより利用しやすくなるよう、関係者は以下のような取り組みを行うよう努める。

〇バリアフリー整備ガイドラインでは、デッキのない通勤型の鉄道車両には１編成に１箇所以上（１編成が長い場合は２箇所以上が標準的な整備内容）の車椅子スペースを設けることになっているが、同ガイドラインに記載があるように、今後ともこのスペースは利用形態を限定せず、ベビーカー使用者等の多様な利用者に配慮したものとするとともに、利用実態を踏まえ、ベビーカー使用者の利用が多い場合等には、ベビーカー等が利用可能なスペースを増設するほか、設置するスペースの大きさも、ベビーカー使用者等が円滑に乗車できるよう、２台以上の車椅子が乗車可能な大きさとする。

〇さらに、鉄道やバス車両の車椅子スペースには、車椅子マークを車内・車外に掲出することとしているが、周囲の方の協力が得られやすいように、ベビーカー使用者が安心して利用できる場所であることを示すベビーカーマークもあわせて掲出する。

（３）事故防止のための取り組み

公共交通機関等でのベビーカー使用者の増加に伴い、ホームと車両の隙間や車両ドアに車輪等が挟まるなどの事故やトラブルも発生しているところである。

また、バス車内でのベビーカー利用については、実証試験により「子どもの肩と腰のシートベルトの着用」「車輪のストッパーのロック」「進行方向後ろ向きに固定ベルトによる座席への固定」によりベビーカーをしっかり固定することにより、通

---

1 「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」、「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」

常想定される走行状況（つり革等を持った一般の乗客が危険を感じない程度）での安全性が高まることが、一部の標準的な構造のベビーカーにおいて確認されたところである。（※参考資料Ⅱ－２参照）なお、ベビーカーには様々な構造のものがあるため、購入時などにベビーカーメーカーや輸入業者に取り扱いを、またバス利用時にはバス会社にあらかじめ利用方法を確認しておくことが望ましい。

そこで、公共交通機関等を安全に利用する観点から、関係者は以下のような取り組みを行うよう努める。

〇ベビーカーメーカーは、例えば、ホームと車両の隙間にベビーカーの車輪が挟まりにくくするよう車輪を大きくするなど、公共交通機関等での利用に適したベビーカーの開発について検討を行う。

〇鉄道事業者は、万一、ベビーカーの車輪が車両のドアに挟まれた場合にも検知が可能なよう、車両ドアの戸あたりゴムを堅いものへと改良する取り組みを行う。

〇バス事業者は、車内でベビーカーを座席に固定することができるよう、座席に固定ベルトを設置するとともに、ベビーカー使用者に対して固定ベルトによるベビーカーの固定を呼びかける。

Ⅲ．統一的なベビーカーマークの作成

１．統一的なマーク作成の必要性

公共交通機関等における「ベビーカー利用にあたってのお願い」には、ベビーカー使用者や周囲の方に対し、「安全性」や「理解・配慮」の観点での様々なお願い事項を盛り込んでいる。

このお願いを呼びかけるにあたり、ベビーカー使用者がエレベーターや車椅子スペースを利用しやすいように、またエスカレーターを安全に使用できるように、それぞれを視覚的に明示するベビーカーマークを掲出することとしており、案内図記号及び禁止図記号の両方がセットで必要である。

現在、ベビーカー使用禁止のマークは、既にＪＩＳ化されたものがあり、これを掲出している事業者もある。一方、ベビーカー使用のマークは、各事業者や子育て団体等が独自に作成し、施設や車両等に掲出してきたため、図や形等は、事業者ごとに異なっている。

不特定多数の方が利用する公共交通機関等において、掲出されているベビーカーマークが事業者ごとに異なることは、利用者の混乱を招く原因となるため、望ましいことではない。

このため、統一的なベビーカーマークを定めることが必要である。

２．マーク作成の基本的考え方

１．のとおり、掲出のために必要なベビーカーマークは、以下の２種類である。

①案内図記号

公共交通機関や建築物などにおいて、ベビーカー使用者が安心して利用できる場所や設備に掲出する図記号である。

主に、以下のような場所へ掲出する。

（例）エレベーター、鉄道車両及び車内の車椅子スペース、バス車両及び車内のベビーカーが利用できる場所　など

②禁止図記号

公共交通機関や建築物などにおいて、ベビーカーの使用を禁止する場所や設備に掲出する図記号である。このマークは、既にＪＩＳ化されたものがある。

主に、以下のような場所へ掲出する。

（例）エスカレーター　など

現在、公共交通機関等において用いられている公共マークのほとんどは、視認性が高く、外国人等を含めて誰にでも理解でき、恒久的に使用できるものとするために、ＪＩＳ化されたものとなっている。

このため、ベビーカーマークの作成にあたっても、最終的にはＪＩＳ化することを目指して案を作成することとした。

なお、折りたたむことを求める指示図記号の作成も考えられるが、「お願い」に

ついての議論の結果、ベビーカー使用者に対してベビーカーを折りたたむよう呼びかけることはしないこと、また、長距離列車や長距離バスの場合は、車両の構造上、折りたたむことが必要な場面が多いと考えられるが、これらは、図記号で明示しなくとも十分理解でき、図記号の必要性に乏しいことから、指示図記号の作成はしないこととした。

３．マークの図案

（１）候補案

ベビーカーに関するマークとして、現時点ではベビーカーと女性の絵を用いた禁止図記号（案１）のみが既にＪＩＳ化されている。この絵も参考に５案を提示し、それぞれのメリット・デメリットについて整理した。なお、文字による補助表示が必要な場合は図記号の中ではなく、必要に応じ図記号の外部に付記することとした。

表 1　マークの図案とそのメリット・デメリット

図材	案内図記号	禁止図記号 （※案内図記号と同一デザインを用いたもの）	メリット・デメリット
案 1 ベビーカーと女性			**◆メリット** ・既に JIS 化されている「ベビーカー使用禁止」のマークとの整合性がある。 ・公共交通機関で既に使用されている事業者が多い。（JR 東日本、福岡市、広島電鉄等） ・客観的に見てベビーカーを使用する保護者は女性が多いため、理解しやすい。 **◆デメリット** ・ベビーカーの使用者は、女性が前提という先入観を与える。 ・歩くイメージがあり、ベビーカーのスペースという意味では適当ではない。
案 2 ベビーカーと中性			**◆メリット** ・保護者の性別を限定しない。 ・公共交通機関で既に使用されている事例がある。（都営バス） **◆デメリット** ・既に JIS 化されている「ベビーカー使用禁止」のマークとの整合性がない。 ・既に「案１」を使用している事業者が多い。 ・歩くイメージがあり、ベビーカースペースという意味では適当ではない。

案 3 ベビーカーと中性立位			**◆メリット** ・保護者の性別を限定しない。 ・歩くイメージがなくベビーカースペースを示す図記号としてふさわしい。 **◆デメリット** ・既に JIS 化されている「ベビーカー使用禁止」のマークとの整合性がない。 ・既に「案１」を使用している事業者が多い。
案 4 ベビーカーと幼児			**◆メリット** ・保護者の性別等を限定しない ・公共交通機関で既に使用されている事例がある。（東京メトロ） **◆デメリット** ・ベビーカーに幼児を乗せたまま単独で置かれることはないので、実情と合わず、「幼児から目を離さない」という考えに反する感がある。 ・既に「案１」「案２」を使用している多数の事業者と大きく異なるイメージとなる。 ・人（保護者）とセットの方がベビーカーとしての理解を得られやすい。

案５ ベビーカーのみ			◆メリット ・海外で使用されている図記号（多くは人を入れずにベビーカーのみ）と整合性がある。 ◆デメリット ・人（幼児と保護者）とセットの方がベビーカーとしての理解を得られやすい。 ・ベビーカー単独の図記号では、幼児の安全、保護者の安心というイメージに結びつきにくい。 ・様々な型のベビーカーがある中で、どれか一つのマークに限定することは利用者の混乱を招く。

この５案について、協議会で議論を行い絞り込みを行った。

実際にベビーカーを使用する場合、保護者などが操作していることが通常であり、ベビーカーと幼児（案４）あるいはベビーカーのみ（案５）の図では、ベビーカーを放置する状態をイメージされるおそれがあることから、否定的な意見が多かった。

また、ベビーカー使用者の性別や年齢は様々であり、極力誤解や摩擦を避ける観点から、ベビーカー使用者の性別を限定しない中性が描かれた案２及び案３に対する評価が高かった。

このため、これらに絞り込んだ上でＩＳＯ規格及びＪＩＳに基づく理解度試験及び視認性試験を行い、マークを決定する際の一つの判断材料とした。なお、その際、案１についても、禁止図記号が現時点でＪＩＳ化されていることから、試験対象に含めた。

（２）理解度・視認性試験

（１）で選定した３案について、インターネットウェブ調査による理解度試験及び視認性試験を実施した。理解度試験は ISO9186-1 に基づく試験方法であり、視認性試験は JIS S 0102 に準拠した試験方法である。（※参考資料Ⅲ－１参照）

理解度試験では、３案いずれも理解度が９０％を超える結果となった。

また、視認性試験では、３案いずれも「使用可」との評価であったが、見やすさについて若干の問題があるとの結果であり、改善の余地があれば対応することが望ましいとされた。

この両試験結果について、消費者用警告図記号視認性試験の適合基準に当てはめた結果、いずれのマークについても使用することについて問題はないとの結果であった。

（３）国民からの意見募集

理解度・視認性試験と並行して、幅広く意見を募集するため、３案について国土交通省ＨＰで意見募集を行った。（※参考資料Ⅳ－１参照）

各世代から計 45 件の意見が寄せられ、３案ともに様々な賛否の意見があったが、男女の区別がないこと、ベビーカーの移動時のお願いとしてふさわしいことなどから、案２（ベビーカーと中性）を推す意見が最も多かった（22 件）。

４．マークの選定

理解度・視認性試験や国民意見の結果、また性差別の問題などを総合的に勘案し、案２を本協議会として選定するベビーカーマークとした。なお、デザインは、他の公共用案内用図記号と合わせるため、３．（１）の案２から微修整を行った。

案内図記号	禁止図記号 （※案内図記号と同一デザインを用いたもの）

図 1　選定したベビーカーマーク

本マークについては、ＪＩＳの原案として、今後ＪＩＳ化の手続きに則り必要な作業を進め、公式なベビーカーマークとして決定されることとなる。なお、既にＪＩＳ化されている禁止図記号とは異なるデザインを用いた案内図記号が選定されたが、両記号で統一したデザインを用いることが望ましい。このため、禁止図記号については、複数のデザインによる混乱が生じないよう、公式なベビーカーマークとしての決定を待つ必要がある。いずれにせよ、今後、ＪＩＳ化の手続きの中で検討されることとなる。

Ⅳ．今後の普及・啓発

１．関係者の役割

本協議会で作成した「ベビーカー利用にあたってのお願い」を実効性のあるものとするためには、ベビーカー使用者や周囲の方に対して、この「ベビーカーの安全な使用」及び「ベビーカー利用への理解・配慮」の内容を十分に周知し、浸透させていくことが極めて重要である。

このため、本協議会の構成員である国や交通事業者・施設管理者、ベビーカーメーカーは、広く国民やそれぞれが提供するサービスを利用する者に対し、広報・周知活動を行う。

さらに、子育て団体等その他の協議会構成員についても、広く普及啓発活動等を行うよう努める。

具体的には、以下のような取り組みを進める。

①国
・イベント等の開催（バリアフリー教室の活用　等）
・ポスターの掲示やチラシの配布について、関係省庁を通じた所管団体への協力依頼（流通業界、福祉・子育て関係団体　等）

②交通事業者
・駅や車内などでのポスターの掲示やチラシの配布
・鉄道やバス車両などへのベビーカーマークの掲出
・ＨＰやアナウンスなどによる上記取り組みの周知

③施設管理者
・施設でのポスターの掲示やチラシの配布
・エレベーターなどへのベビーカーマークの掲出
・ＨＰやアナウンスなどによる上記取り組みの周知

④ベビーカーメーカー
・製品の取扱説明書の（必要に応じた）見直し
・販売店等を通じたチラシの配布
・イベント、フェアなどでのポスターの掲示やチラシの配布
・ＨＰなどによる上記取り組みの周知

⑤子育て団体
・関係者の理解や協力によるポスターの掲示やチラシの配布
・キャンペーンの実施やイベントの開催等への協力
・ＨＰなどによる上記取り組みの周知

上記関係者の取り組みについては、継続的に実施することが求められるため、来年度以降も本協議会を存続させ、取り組み状況について定期的にフォローアップすることや、広報・周知活動を続けていくこととする。

おわりに

公共交通機関等をベビーカーで安全かつ快適に利用するためには、
①ベビーカー使用者が、子どもの安全のために、ベビーカーを安全に使用するよう心がけてもらうことはもちろん、
②周囲の方も、より子育てしやすい環境となるよう、ベビーカー使用者を温かい気持ちで見守ったり、ちょっと気づかうという思いやりの気持ちを持つことが重要である。
③また、交通事業者・施設管理者、ベビーカーメーカーなどの関係者も、ベビーカー使用者や周囲のお客様が安全で快適にサービスを享受できるよう、様々な環境整備を行うことが重要である。

本協議会では、このような視点から、公共交通機関等におけるベビーカー利用についての考え方をとりまとめた。

今後、協議会構成員をはじめとする関係者の努力により、これらの内容が広く周知され、ベビーカー使用者や周囲の方がお互い快適に公共交通機関等を利用できる社会になることを期待する。